

（表）

要介護者の状態等申出書

申出年月日				年	月	日
(所属長)						
殿						
所 属						
氏 名						
⑩						
要 介 護 者	氏 名		生 年 月 日		年	月 日
	職員との続柄					
	職員との同居又は別居の別	<input type="checkbox"/> 同 居 <input type="checkbox"/> 別 居				
	介護が必要となった時期	年 月 日（注1）				
上記の要介護者の状態として、下記の(1)又は(2)に該当することを申し出ます。（注2）						
記						
<input type="checkbox"/> (1) 介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。【要介護： 】						
<input type="checkbox"/> (2) 下表の①～⑫の状態のうち、2が2つ以上又は3が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。						
項目	状態	1 (注3)	2 (注4)	3		
①座位保持（10分間一人で座っていることができる。）	<input type="checkbox"/> 自分で可	<input type="checkbox"/> 支えてもらえればできる (注5)	<input type="checkbox"/> できない			
②歩行（立ち止まらず、座り込まずに5m程度歩くことができる。）	<input type="checkbox"/> つかまらな いででき る	<input type="checkbox"/> 何かにつかまればできる		<input type="checkbox"/> できない		
③移乗（ベッドと車いす、車いすと便座の間を移るなどの乗り移りの動作）	<input type="checkbox"/> 自分で可	<input type="checkbox"/> 一部介助、見守り等が必要		<input type="checkbox"/> 全面的介助が必要		
④水分・食事摂取	<input type="checkbox"/> 自分で可	<input type="checkbox"/> 一部介助、見守り等が必要 (注6)		<input type="checkbox"/> 全面的介助が必要		
⑤排泄	<input type="checkbox"/> 自分で可	<input type="checkbox"/> 一部介助、見守り等が必要		<input type="checkbox"/> 全面的介助が必要		
⑥衣類の着脱	<input type="checkbox"/> 自分で可	<input type="checkbox"/> 一部介助、見守り等が必要		<input type="checkbox"/> 全面的介助が必要		
⑦意思の伝達	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> ときどきできない		<input type="checkbox"/> できない		
⑧外出すると戻れない。	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> ときどきある		<input type="checkbox"/> ほとんど毎回ある		
⑨物を壊したり衣類を破くことがある。	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> ときどきある		<input type="checkbox"/> ほとんど毎日ある (注7)		
⑩周囲の者が何らかの対応をとらなければならないほどの物忘れがある。	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> ときどきある		<input type="checkbox"/> ほとんど毎日ある		
⑪薬の内服	<input type="checkbox"/> 自分で可	<input type="checkbox"/> 一部介助、見守り等が必要		<input type="checkbox"/> 全面的介助が必要		
⑫日常の意思決定（注8）	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 本人に関する重要な意思決定はできない（注9）		<input type="checkbox"/> ほとんどできない		

※該当する□に√印を記入すること。

(裏)

- (注1) 「介護が必要となつた時期」が、その時期から相当期間を経過したこと等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。
- (注2) (1)に該当する場合にあつては要介護状態区分を証明する書類（認定結果通知書、介護保険被保険者証等の写し等）を、(2)に該当する場合にあつては医師の診断書又は保健師等公的な資格を有する者の証明書等を添付すること。
- (注3) 1の状態のうち「自分で可」には、福祉用具を使つたり、自分の手で支えて自分でできる場合を含む。
- (注4) 2の状態のうち「見守り等」とは、常時の付添いの必要がある「見守り」又は認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」、「指示」、「声かけ」等のことをいう。
- (注5) 「①座位保持」の「支えてもらえればできる」には背もたれがあれば一人で座っていることができる場合を含む。
- (注6) 「④水分・食事摂取」の「見守り等」には動作を見守ること及び摂取する量の過少・過多の判断を支援する声かけを含む。
- (注7) ⑨3の状態（物を壊したり衣類を破くことが「ほとんど毎日ある」）には「自分又は他人を傷つけることが時々ある」状態を含む。
- (注8) 「⑫日常の意思決定」とは毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定ができる能力をいう。
- (注9) 慣れ親しんだ日常生活に関する事項（見たいテレビ番組、その日の献立等）に関する意思決定はできるが、本人に関する重要な決定への合意等（ケアプランの作成への参加、治療方針への合意等）には、指示又は支援を必要とすることをいう。